

氏 名 おう りん  
**王 琳**

学位の種類 博士（商学）

報告番号 甲第 1595 号

学位授与の日付 平成 28 年 3 月 22 日

学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項該当（課程博士）

学位論文題目

**ヘッジ会計の研究 —ヘッジ会計の体系性と一貫性の観点から—**

論文審査委員（主査）	福岡大学	教授	太田 正博
（副査）	福岡大学	教授	山内 進
	福岡大学	教授	井上 伊知郎
	福岡大学	教授	池田 健一

## 論文内容の要旨

本研究では、ヘッジ会計を一般ヘッジ会計とマクロヘッジ会計に区分し、ヘッジ会計を総合的にとらえて、その体系性と一貫性の観点から検討すると同時に日本の銀行業におけるヘッジ会計の実態を明らかにした。ヘッジ会計のこのような総合的研究は他にないと考える。

企業が行うヘッジには、いくつかの形態がある。ヘッジ対象が個別の資産・負債であり、ヘッジ手段と1対1の関係という形態が最も一般的である。このようなヘッジを個別ヘッジという。ヘッジには、複数の資産及び負債からなる一つのポートフォリオをヘッジ対象とする形態もある。このポートフォリオが固定されている場合のヘッジをクローズド・ポートフォリオヘッジという。個別ヘッジとクローズド・ポートフォリオヘッジを合わせて一般ヘッジという。この一般ヘッジは、企業のリスクを静的に管理するものである。

他方、特に銀行業界では、リスク・ポジションが頻繁に変動するため、一般ヘッジではリスク管理が十分ではなく、動的リスク管理が必要となる。動的リスク管理としてオープン・ポートフォリオヘッジが行われる。このオープン・ポートフォリオヘッジをマクロヘッジという。このマクロヘッジのヘッジ効果を財務諸表に反映するために、IASBは、新たなマクロヘッジ会計モデルを開発することを決定した。

マクロヘッジ会計はまったく新しい会計モデルである。新しい会計モデルは複雑かつ高度な内容になり、開発には長期を要すると予想された。そのため、IASBはマクロヘッジ会計を一般ヘッジ会計から切り離して、一般ヘッジ会計基準を先に完成させ、マクロヘッジ会計基準を時間をかけて開発することとした。

このような研究背景に鑑みて、本研究は、最初に、ヘッジ会計の必要

性から検討した。ヘッジ会計を一般ヘッジとマクロヘッジに分けて、一般ヘッジ会計におけるヘッジ対象、ヘッジ手段、及びヘッジ会計の方法を分析して、その特徴を把握し、次いで提案されている新たなマクロヘッジ会計のモデルを検討し、ヘッジ会計全体としての体系性と一貫性を考察した。本研究の構成は次のとおりである。

「序章」では、本研究における研究の問題意識を明らかにし、本研究の目的および方法を明らかにした。まず、本研究の目的は、米国財務会計基準審議会（以下、FASB）、国際会計基準審議会（以下、IASB）、日本の企業会計基準委員会（以下、ASBJ）における金融商品の時価評価、一般ヘッジ会計の方法を比較研究し、ヘッジ会計の必要性および繰延ヘッジ会計の優位性を主張し、さらに、マクロヘッジ会計の意義および現状を明らかにすることである。一般ヘッジ会計において、ヘッジの経済的実態が財務諸表上で忠実に表現されているかどうかを検討し、一般ヘッジ会計の問題点を抽出した。その上で、マクロヘッジ会計に関するIASBの提言を詳細に検討し、新たなマクロヘッジ会計モデルの可能性を明らかにした。研究方法は、FASB、IASBおよびASBJの各会計基準の比較と各会計基準の下で具体的なヘッジ行為がどのような会計的表現になるかを分析的に明らかにし、その問題点と解決策を見いだす方法によった。

第1章「金融商品の時価評価」では、金融商品測定における混合測定を支持し、それとの関連でヘッジ会計の必要性を主張した。すべての金融商品を公正価値で測定する全面公正価値測定の下ではヘッジ会計が不要となる。FASBおよびIASBは、金融商品の全面公正価値測定の方角で検討し、ヘッジ会計を全面否定しようとしたが、現段階では、時価と取得原価の混合アプローチを採用すべきであり、混合アプローチの下で

ヘッジ会計の長所と短所を比較考量した結果、ヘッジ会計の必要性を確認できた。

第2章「ヘッジ手段－デリバティブ」では、ヘッジ手段であるデリバティブの発展、取引の種類、時価評価および FASB におけるデリバティブの会計基準について考察した。

第3章「一般ヘッジ会計の方法」では、FASB、IASB および ASBJ で一般ヘッジ会計の方法の比較を行い、ASBJ における繰延ヘッジ会計と FASB および IASB のキャッシュフロー・ヘッジ会計の相違点、ASBJ における時価ヘッジ会計と FASB および IASB における公正価値ヘッジ会計の相違点が主としてヘッジ対象にあることを明らかにした。

また、公正価値ヘッジ会計と繰延ヘッジ会計の比較検討を行い、繰延ヘッジ会計の優位性を主張した。公正価値ヘッジ会計に関して、ヘッジ手段とヘッジ対象の逆転現象を指摘した。この指摘は本研究の特徴の一つである。ヘッジ対象に生じる損益をヘッジ手段にかかる損益で相殺するのではなく、ヘッジ手段に発生する損益をヘッジ対象にかかる損益で相殺するという「ヘッジ手段とヘッジ対象の逆転」が生じるという指摘である。それに対して、繰延ヘッジ会計では、ヘッジ対象について損益が認識される会計期間にヘッジ手段に係る損益が認識されるので、ヘッジ手段とヘッジ対象の逆転現象を回避することができる。これが繰延ヘッジ会計の優位性の第一根拠である。

公正価値ヘッジ会計では、一般会計では取得原価又は償却原価法で測定される資産・負債項目が公正価値で評価されることがあり、GAAP との整合性に欠けることになる。それに対して繰延ヘッジ会計は GAAP との整合性を維持できる。また、公正価値ヘッジ会計では双務未履行の確定約定の公正価値評価を通じて資産又は負債を認識するが、これも

GAAP に反する。それに対して繰延ヘッジは GAAP に反するような予定取引に関する資産又は負債の認識を行わない。資産・負債の測定および確定約定を含む予定取引の認識測定に関する GAAP との整合性が繰延ヘッジの優位性の第二根拠である。繰延ヘッジ会計の優位性を本研究では次のようにまとめた。

1 つは、繰延アプローチによれば、ヘッジ対象について損益が認識される会計期間にヘッジ手段に係る損益が認識されるので、ヘッジ手段とヘッジ対象の逆転現象を回避することができる。

2 つは、繰延アプローチによれば、双務未履行段階の予定取引に関して損益を認識しないで済ませることができる。これは GAAP と整合する。

3 つは、繰延アプローチによれば、他の会計基準で時価評価を要求されていない資産負債項目に関して時価評価を行う必要がなく、GAAP との整合性が保たれる。

第 4 章「日本の銀行業のヘッジ会計」では、日本の銀行業におけるヘッジ会計の取扱いと現状を明らかにした。金融商品取引法に基づいて提出された有価証券報告書等の開示書類から、日本の上場銀行 94 社の有価証券報告書を調査し、ヘッジ会計の使用状況を明らかにした。

第 5 章「IASB におけるマクロヘッジ会計」では、IASB におけるマクロヘッジ会計モデル（PRA）開発のプロセスをたどり、ポートフォリオ再評価モデルに関するポートフォリオ対象項目、PRA の適用対象、PRA の評価方法、PRA 再評価調整の表示方法などの主要な問題について検討を行い、一般ヘッジ会計との整合性を考慮に入れた筆者の見解を主張した。

1 つは、管理対象ポートフォリオの対象項目についてである。パイプライン取引は PRA を適用する目的上、管理対象ポートフォリオに含めら

れるか否かについて、広告した金利による取引を取りやめまたは拒否できるなら、これらの広告は確定約定ではない。しかし、取りやめも拒否もできないなら、広告は確定約定になる。要するに、銀行は過去の実験によって、パイプライン取引が確定約定と認められる場合、PRAの対象に含めるべきと考えられる。

2つは、エクイティ・モデル・ブック（EMB）はPRAを適用する目的上、管理対象ポートフォリオに含められるか否かについての見解は、自己資本は、財務諸表に認識される再評価損益を生じるべきではない。すなわち、自己資本が時価評価不相当項目であり、公正価値ヘッジの対象にすべきではなく、管理対象ポートフォリオに含めるべきではないと考える。

3つは、PRAの適用範囲に関して、「動的リスク管理に焦点を当てたアプローチ」と「リスク軽減に焦点を当てたアプローチ」という2つのアプローチがある。この2つのアプローチにはそれぞれ利点と欠点がある。動的リスク管理の反映か純損益ボラティリティの安定かのどちらに重点をおくかによって異なる選択となる。リスク管理の実態を適切に反映する新しいアプローチを開発するという新たなモデル開発の趣旨を考えると、純損益ボラティリティの削減はおそらく最優先になる。また、一般ヘッジ会計におけるヘッジの有効性は、ヘッジ対象とヘッジ手段を相殺する部分、つまりヘッジが行われる部分が有効と認められる。したがって、PRAの適用範囲は、一般ヘッジとの一貫性の観点から見ると、ヘッジが行われる部分にのみPRAを適用すべきと考える。要するに、「リスク軽減に焦点を当てたアプローチ」が選択される傾向性が大きいと考えられる。

4つは、PRAの表示について、各意見を参考しながら、各代替案を比

較した上で、財政状態計算書における単一の純額表示科目による表示と包括利益計算書における実際の正味金利収益の表示が選択される傾向性が大きいと考えられる。

「終章」では、以上のような本研究の意義を明らかにし、今後の研究課題を述べた。今後の研究課題としては、次の3点である。

まず、FASB および IASB は、金融商品の全面公正価値測定の方角で検討し、ヘッジ会計を全面否定しようとしたが、将来はこの全面公正価値アプローチに係る議論を注視し続ける必要がある。

次に、DP における PRA の検討はマクロヘッジ会計のプロジェクトの最初のデュー・プロセスであり、今後、最終基準の作成に向けた作業が行われる。その進捗を丁寧に追跡する必要がある。また、DP では、金利リスクの純額・オープンポジションの公正価値ヘッジの扱いが主な議論の対象であったが、為替相場変動やコモディティ価格変動等を対象としたオープン・ポートフォリオの検討も必要がある。

最後、PRA はマクロ公正価値ヘッジモデルであるが、マクロキャッシュ・フローヘッジモデルも検討するべきと考える。さらに、マクロヘッジ会計の開発は銀行業を起点とし行われるが、他の業種に応用することが予定されている。したがって、PRA の他業種への応用の研究も必要である。

## 審査の結果の要旨

企業は金融資産、金融負債または予定取引の価格変動、利子率変動および為替相場変動のリスクを管理する目的で、先物取引、先渡取引、オプション取引およびスワップ取引などのデリバティブを手段とするヘッジ取引を行う。個別の金融資産・負債または予定取引を対象に特定のデリバティブを指定して行うヘッジが個別ヘッジであり、一般ヘッジである。それに対して、複数の金融資産・負債または予定取引からなる一つのポートフォリオをヘッジ対象として特定のデリバティブを指定して行われるヘッジがマクロヘッジである。ヘッジ会計はヘッジ取引の効果を財務諸表上で表現する会計行為である。本論文はヘッジ会計を一般ヘッジ会計とマクロヘッジ会計からなる一つの体系にとらえ、その全体を総合的に検討し、一貫性のあるヘッジ会計の方法を追求した研究である。

各国の金融商品会計基準では、ヘッジ対象の金融資産および金融負債が混合測定アプローチに基づいて測定され、ヘッジ手段であるデリバティブは公正価値で測定される。その結果、ヘッジ対象に生じる損益とヘッジ手段に生じる評価損益に期間的ミスマッチが生じ、ヘッジ効果が期間損益計算に反映されない不都合が生じる。このミスマッチを解消し、ヘッジ効果を損益計算に反映させ、純損益のボラティリティを抑制することがヘッジ会計の目的である。したがって、ヘッジ対象のすべてを公正価値で評価する全面公正価値アプローチによれば、ヘッジ会計は不要になる。本論文では、金融商品全面公正価値評価の議論とそれに対するアメリカ会計学会の議論を検討し、ヘッジ会計の必要性を確認している。これが本論文の第1の研究成果である。

米国財務会計基準審議会（FASB）、国際会計基準審議会（IASB）および日本の企業会計基準委員会（ASBJ）の一般ヘッジ会計の方法には相違がある。FASB および IASB が公正価値ヘッジとキャッシュフローヘッジを採用しているのに対して ASBJ は繰延ヘッジを基本にして、一部の項目に時価ヘッジを認めている。本論文は FASB および IASB のヘッジ会計の方法と ASBJ のヘッジ会計の方法には、ヘッジ対象に関して重要な差異があることを指摘している。これが本論文の第2の研究成果である。

ヘッジ会計の諸基準と一般会計の諸基準（GAAP）には一貫性が保たれるべきである。この一貫性の観点から、ヘッジ対象の公正価値測定を要求する公正価値ヘッジよりも公正価値測定を要求しない繰延ヘッジの方が優れていると主張している。また、公正価値ヘッジでは、ヘッジ手段の評価損益を相殺する目的でヘッジ対象の公正価値評価が行われるという「ヘッジ手段とヘッジ対象の逆転現象」を指摘し、逆転現象が生じない繰延ヘッジの優位性を主張している。これが本論文の第3の成果である。

第4章では、我が国の有価証券報告書の注記事項を調査し、銀行業の一般ヘッジ会計の実態を明らかにしている。

第5章ではマクロヘッジ会計に関する IASB の討議資料が検討されている。最初に、IASB の審議経過を整理して、討議資料で提示された論点が纏められている。次いで、パイプライン取引とイクイティーモデルブック（EMB）のヘッジ対象ポートフォリオの対象項目としての適格性が検討されている。一般ヘッジ会計における予定取引および確定約定の会計処理との一貫性を考慮して、パイプライン取引が確定約定に該当するなら対象項目とし、予定取引に該当するなら対象外にすべきとの結論に至っている。GAAP では自己資本の再



評価が行われないことから、EMB は対象外にすべきと主張している。これが第 4 の成果である。

マクロヘッジに関する次の論点はポートフォリオ再評価アプローチ (PRA) の再評価対象に関して、動的リスク管理に焦点を当てたアプローチとリスク軽減へ焦点を当てたアプローチの選択問題である。本論文では当期純損益のボラティリティを抑制することを優先すべきとしてリスク軽減アプローチの採用を支持している。

マクロヘッジ会計における PRA は管理対象リスクに関わる再評価であって、ヘッジ対象の全面的な公正価値評価ではない。本論文では、その点を根拠にして、財政状態計算書における再評価調整額の代替的表示方法の優劣を論じている。これは、本論文の第 5 の成果である。

本論文は、国際会計基準、米国基準および日本基準に関する文献を丹念に探査して、ヘッジ会計基準の相違を明確に把握した上で、一般ヘッジ会計としての繰延法の優位性を指摘し、一般ヘッジ会計との一貫性の観点からマクロヘッジ会計のあるべき姿を模索している。マクロヘッジ会計に関して残された課題は多いが、マクロヘッジ会計研究が緒に就いたばかりの現段階ではやむをえない。

本論文の論述には一貫性があり、論旨も明確である。論文公聴会における質疑応答ならびに主査および副査による口頭試問に対する応答も勘案して、本論文を課程修了の博士論文として適当であると判定した。

主査 太田正博  
副査 池田健一  
井上伊知郎  
山内進